夢メッセ MIYAGI
みやぎ産業交流センター

共用部分利用規程

令和7年11月1日施行

第1章　総　則

1　目的

この規程は、みやぎ産業交流センター（以下「センター」という。）における「共用部分」の利用について、その取扱い基準および利用料金を定め、センターにおける展示会の円滑な運営と来場者の安全を確保することを目的とします。

この規程に定める「共用部分」とは、図1に掲げる範囲で、展示・販売ブース、商談コーナー、休憩所、装飾品や造作物等の設置などを通常認めない範囲を指します。図1に掲げる範囲以外の共用部分の利用は原則できません。

2　基本方針

（1）施設利用者の安全確保

他の施設利用者、来場者など共用部分を通行・利用する全ての人々の迷惑とならないようにしてください。

（2）防火・防災性の確保

事前にセンター管理者と協議のうえ、防火・防災性を確保してください。

（3）施設の保全

センターの全ての施設を損じることのないようにしてください。

また、センター内の各施設への通行を阻害しないでください。

図1

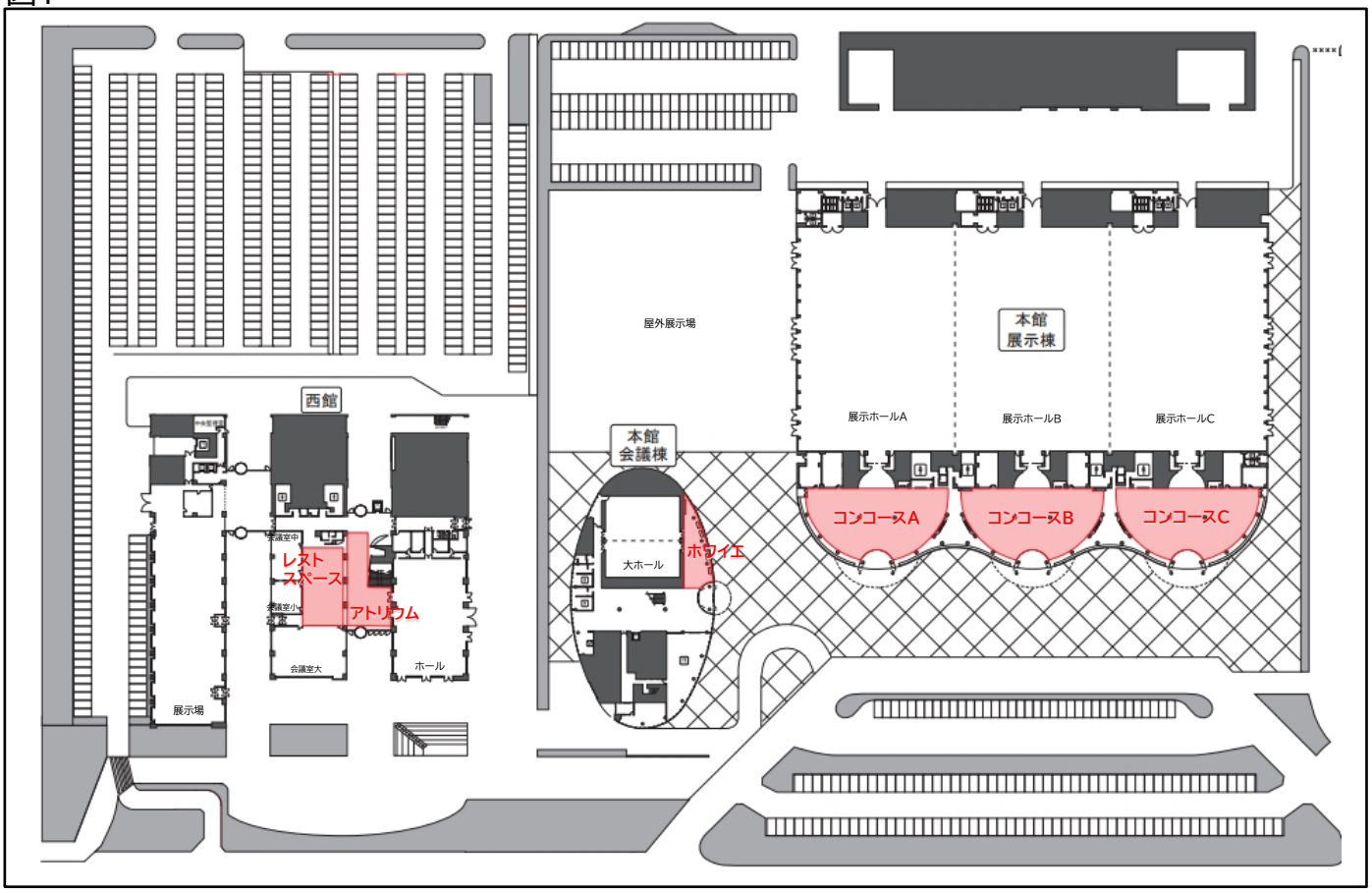

第2章　利用条件、申込、料金等

1　利用条件

原則として使用許可を受けた施設に隣接する図1に掲げる場所が利用できます。

2　利用申込

共用部分を利用する場合は、あらかじめ「共用部分利用届出書」に図面を添付して、センター管理者まで提出してください。

なお、利用申込みがない場合は、共用部分を利用することができませんので、ご注意ください。

3　設置可能なもの

「共用部分利用届出書」を提出し認められた場合は、展示・販売ブース、商談コーナー、休憩所、装飾品や造作物などの設置が可能となります。

なお、展示会運営上必要不可欠な、受付、登録所、チケット販売所、インフォメーション、誘導看板等は、センター管理者と協議の上、無料で設置が可能です。設置する造作物等をセンター管理者が確認し、必要に応じ養生・改善等の指導を行います。

4　共用部分の利用料金

使用会場 ＼ 時間区分			全日 9:00～17:00	午前 9:00～13:00	午後 13:00～17:00	夜間 17:00～21:00	時間外 21:00～翌9:00 （1時間あたり）
本館展示棟	コンコース 全区画	開催時	453,600円	226,800円	226,800円	226,800円	56,700円
		搬入出時	317,520円	158,760円	158,760円	158,760円	39,690円
	コンコース 2/3区画	開催時	302,400円	151,200円	151,200円	151,200円	37,800円
		搬入出時	211,680円	105,840円	105,840円	105,840円	26,460円
	コンコース 1/3区画	開催時	151,200円	75,600円	75,600円	75,600円	18,900円
		搬入出時	105,840円	52,920円	52,920円	52,920円	13,230円
本館会議棟	ホワイエ	開催時	19,200円	9,600円	9,600円	9,600円	2,400円
		搬入出時	13,440円	6,720円	6,720円	6,720円	1,680円
西館	アトリウム	開催時	27,600円	13,800円	13,800円	13,800円	3,450円
		搬入出時	19,320円	9,660円	9,660円	9,660円	2,415円
	レストスペース	開催時	36,800円	18,400円	18,400円	18,400円	4,600円
		搬入出時	25,760円	12,880円	12,880円	12,880円	3,220円

※　共用部分の利用は、隣接する許可を受けた施設の利用時間内となります。

5　設置物の管理等

（1）「共用部分」を利用して造作物等を設置した場合は、全て主催者の管理責任となりますので、十分な対策を講じて管理にあたってください。

（2）仙台市火災予防条例（昭和48年仙台市条例第4号）により、建物内での喫煙、火気（裸火）の使用、危険な物品の持込は禁止となっています。なお、共用部分については、禁止行為の解除申請は受け付けません。

（3）造作物等の設置は、承認を受けた図面に従って行ってください。変更があるときは、必ずセンター管理者へ連絡してください。図面は次の内容に注意して作成してください。

①　非常口への避難通路となる動線を確保してください。

②　共用部分では、消火設備による消火の妨げとなる天井構造、屋根構造、天幕等の造作物は禁止します。

（4）造作物等の設置は、施設看板や防災・空調設備等の障害とならないよう、また、一般来場者の迷惑とならないように、安全な歩行空間を確保するとともに、騒音振動等に十分注意して作業を行ってください。

（5）造作物等の設置による第三者への損害等が発生した場合には、その責任は主催者となります。

（6）公序良俗に反するなど、その内容によりセンター管理者から利用の差し止め、又は、撤去を求める場合があります。この場合に発生する損害等について、センター管理者は一切の責任を負いません。

（7）共用部分で音源を使用する場合は、非常放送等に影響を与えない範囲に設定してください。運営上支障があると判断した場合、センター管理者より音量を落とすなどの指導を行います。

6　共用部分の利用が認められない場合

法令に反する行為及び共用部分での以下の行為は、利用を認めません。

（1）直接工作（壁、ガラス等への貼付等）

（2）施設側設備（防災・空調設備等）に支障をきたす造作の設置

（3）他の展示会の設営計画に著しい障害となり、当事者間で調整がつかない造作・行為

（4）来場者に迷惑となる等、センター管理者が安全・防災上不適切と判断した造作・行為

（5）危険物品の持込および火気の使用

（6）調理を伴う飲食物の販売および提供

（7）その他センター管理者が特に不適切と判断した行為

第3章　エリア別利用基準

1　本館展示棟コンコース

利用できる共用部分は図2のとおりです。使用許可を受けた展示場に隣接するコンコースが利用できます。利用の際には次の点に注意をしてください。

(1)看板、造作物等は来場者動線の妨げにならないように設置してください。

(2)有効幅員2m以上の避難通路となる動線を確保してください。

(3)壁面に設置してある設備、トイレ等への動線を確保してください。

(4)施設に設置してあるサインの視界を著しく妨げないでください。

(5)コンコース内の壁面、ガラス面、床面へのポスター等の貼り出し、鋲打ちは禁止です。ポスタースタンド等で対応してください。

(6)アンカーの打設は禁止です。大理石床に損傷がでないように養生のうえウエイト設置の対応をしてください。

(7)コンコース内への車両の進入は原則禁止です。

(8)300kgを超える物を設置する場合は、事前にセンター管理者に相談してください。

(9)利用終了後は原状回復をしてください。

図2

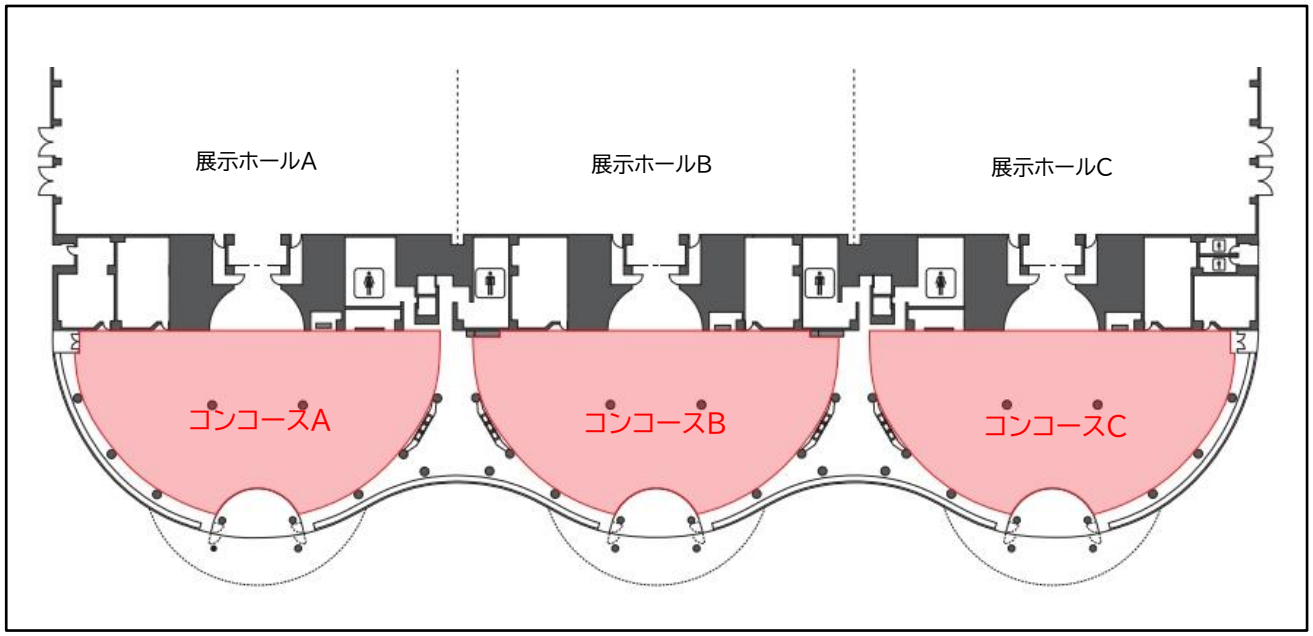

▲ 本館展示棟コンコース

2　本館会議棟ホワイエ

利用できる共用部分は図3のとおりです。使用許可を受けた大ホールに隣接するホワイエが利用できます。

利用の際には次の点に注意をしてください。

(1)看板、造作物等は来場者動線の妨げにならないように設置してください。

(2)有効幅員1．6m以上の避難通路となる動線を確保してください。

(3)壁面に設置してある設備への動線を確保してください。

(4)施設に設置してあるサインの視界を著しく妨げないでください。

(5)コンコース内の壁面、ガラス面、床面へのポスター等の貼り出し、鋲打ちは禁止です。ポスタースタンド等で対応してください。

(6)アンカーの打設は禁止です。大理石床に損傷がでないように養生のうえウエイト設置の対応をしてください。

(7)ホワイエ内への車両の進入は原則禁止です。

(8)300kgを超える物を設置する場合は、事前にセンター管理者に相談してください。

(9)利用終了後は原状回復をしてください。

図3

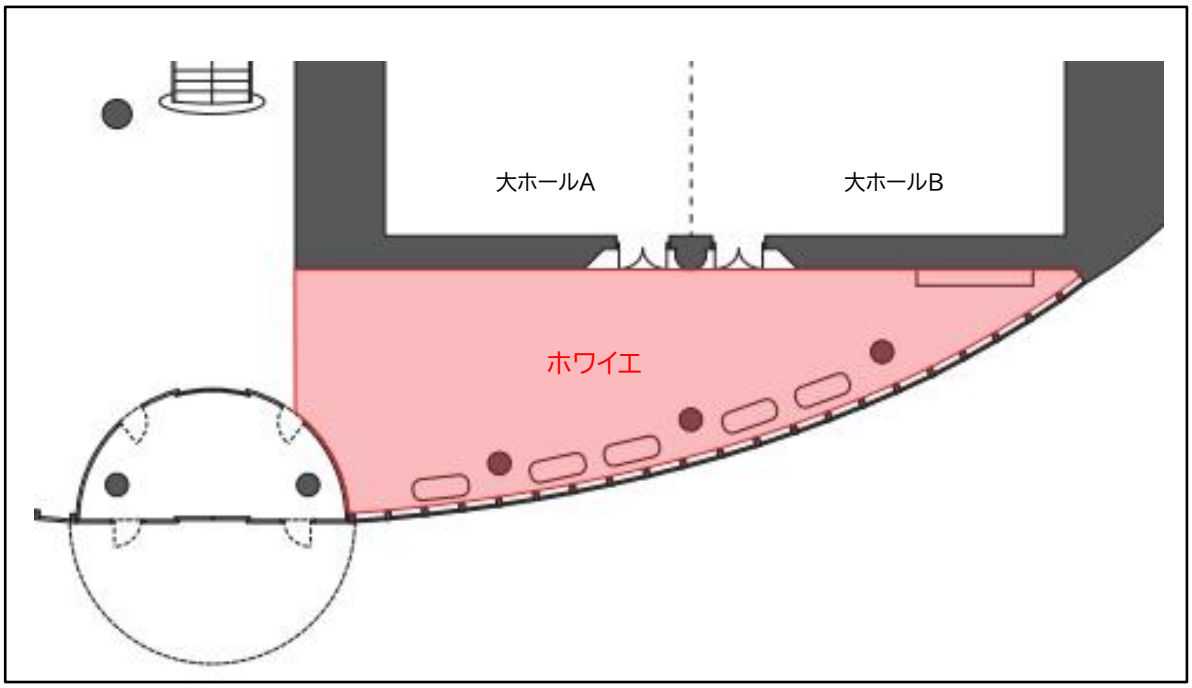

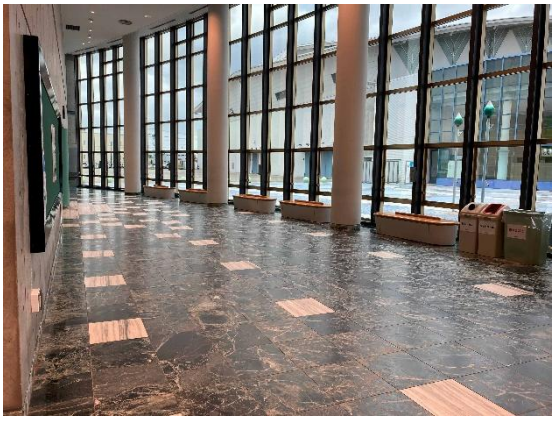

▲ 本館会議棟ホワイエ

3　西館アトリウム、レストスペース

利用できる共用部分は図4のとおりです。使用許可を受けた西館ホールに隣接するアトリウム、又は使用許可を受けた西館会議室大・中・小に隣接するレストスペースが利用できます。利用の際には次の点に注意をしてください。

(1)看板、造作物等は来場者動線の妨げにならないように設置してください。

(2)有効幅員1．6m以上の避難通路となる動線を確保してください。

(3)壁面に設置してある設備への動線を確保してください。

(4)施設に設置してあるサインの視界を著しく妨げないでください。

(5)アトリウム、レストスペース内の壁面、ガラス面、床面へのポスター等の貼り出し、鋲打ちは禁止です。ポスタースタンド等で対応してください。

(6)アンカーの打設は禁止です。床面に損傷がでないように養生のうえウエイト設置の対応をしてください。

(7)アトリウム、レストスペース内への車両の進入は原則禁止です。

(8)300kgを超える物を設置する場合は、事前にセンター管理者に相談してください。

(9)利用終了後は原状回復をしてください。

図4

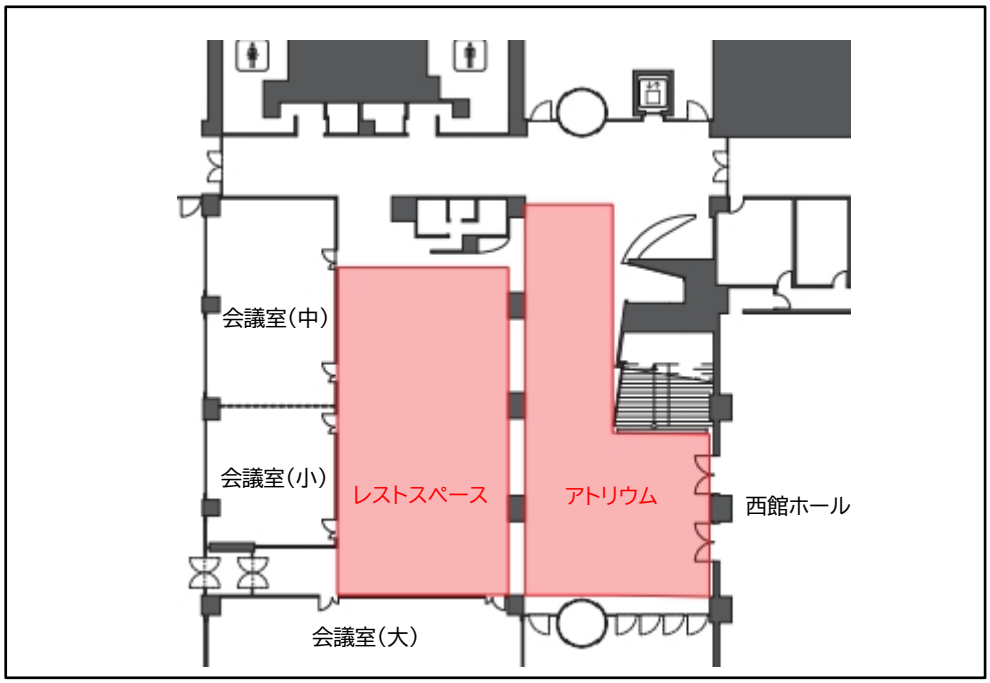

▲西館レストスペース

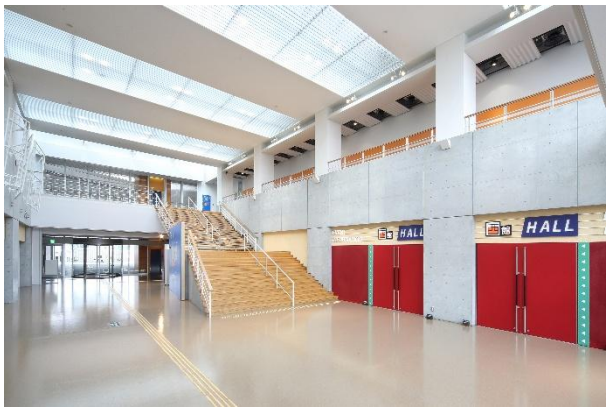

▲西館アトリウム